

令和 8 年 3 月 1 9 日

栃木市議会議長 梅澤 米満 様

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ
補助金に関する調査特別委員会
委員長 内海 まさかず

委員会調査報告書

本委員会は、令和 7 年 9 月 5 日に付託された事件について調査した結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第 1 0 8 条の規定により報告いたします。

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する
調査特別委員会 調査報告書

1 調査の趣旨

(1) 調査実施に至る経緯

栃木市は、学校法人陽光学園に対し、栃木市民間学童保育事業補助金として、放課後児童クラブの環境整備等に係る経費を対象に、令和4年度補正予算において1,200万円、令和5年度当初予算において1,200万円、合計2,400万円を交付した。

学校法人陽光学園が運営するひまわり学童クラブに関し、こども未来部子育て総務課から、令和7年5月30日の第3回議員研究会において、市が運営業務を委託している放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）で不適切な運営があるとの情報提供があり、業務委託契約に基づき実態を調査し改善指示を行った旨の報告があった。

また、併せて、上記2件の民間学童保育事業補助金についても疑義があるとの匿名の市政メールが届いたため調査を実施していく旨の説明があった。

この件について、同年6月17日の民生常任委員会において、事業運営及び補助金に関し調査を行うべきとの動議により所管事務調査を行うことが決定され、調査が行われた。

また、こども未来部子育て総務課から、同年7月31日の第6回議員研究会において、調査の結果、上記2件の民間学童保育補助金には一部対象外とすべき経費が含まれていたとの報告があった。

所管事務調査では、補助金の交付手続き等に関する資料が不十分であることが判明した。その一方で、任意の調査手法であるため、証人の出頭や資料提出を強制する権限がなく、調査能力及び調査範囲に一定の限界があることが明らかとなった。

これらのことから、事実関係を明らかにするためには、市議会として、地方自治法第100条の規定に基づく調査が必要であるとの判断に至った。

(2) 調査対象の補助金の概要

名 称 : 栃木市民間学童保育事業補助金

目 的 : 民間学童保育事業の対象となる学童の育成環境の整備を図る

財源等 : 子ども・子育て支援交付金 放課後子ども環境整備事業

(国、県、市が各1/3を負担 補助上限額1,200万円)

支出状況: ①令和4年度補助金

・交付決定 令和5年3月27日付け（決裁権者：副市長）

・支払金額 1,200万円

・支払日 令和5年5月17日

・相手方 群馬県邑楽郡板倉町海老瀬7444

学校法人陽光学園 理事長 佐山 和章

・対象施設 栃木市藤岡町石川444

ひまわり学童クラブ 藤岡校

②令和5年度補助金

・交付決定 令和5年5月9日付け（決裁権者：副市長）

・支払金額 1,200万円

- ・支払日 令和6年5月15日
- ・相手方 群馬県邑楽郡板倉町海老瀬7444
学校法人陽光学園 理事長 佐山 和章
- ・対象施設 栃木市岩舟町静1289-1
ひまわり学童クラブ 岩舟校

(3) 調査の目的

関係法令に基づき、上記2件の民間学童保育補助金について、

①市による補助金交付事務が適正に執行されていたか

②学校法人陽光学園により補助金が適正に利用されていたか

を明らかにすることを目的として調査を行い、同補助金の適正性の検証と市の補助金交付事務の適正な執行の在り方を明らかにするものとする。

(4) 調査の視点

上記の調査目的に基づき、主に次の視点で調査を行った。

①栃木市による補助金交付に係る審査及び交付決定手続きが適正に行われていたことが確認できるか

②補助対象経費として申請されていた工事や物品納入等が申請どおりに行われていたことが確認できるか

2 特別委員会の設置

(1) 設置決議

広瀬義明議員ほか12名が提出した「学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会の設置を求める動議」を令和7年第5回栃木市議会定例会（令和7年9月5日）において、賛成多数で可決した。

(2) 委員会の名称

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会

(3) 委員会の定数

11名

(4) 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長	内海 まさかず	副委員長	大浦 兼政		
委員	針谷 育造	委員	松本 喜一	委員	青木 一男
委員	広瀬 義明	委員	氏家 晃	委員	小平 啓佑
委員	白石 幹男	委員	天谷 浩明	委員	関口 孫一郎

3 調査事件

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する事項

4 委員会の開催状況

以下の委員会を開催したほか、委員間の協議を随時開催した。

回数	開催日	議事日程
第1回	令和7年 9月10日（水）	・委員長の互選 ・副委員長の互選 ・調査費用について ・資料の請求について
第2回	令和7年 9月17日（水）	・100条調査権の概要について ・資料の分析について
第3回	令和7年 10月2日（木）	・資料の分析について ・調査方法の整理について
第4回	令和7年 10月10日（金）	・執行部からの説明聴取について ・資料の分析について ・調査の整理について
第5回	令和7年 10月14日（火）	・調査の整理について
第6回	令和7年 10月20日（月）	・執行部からの説明聴取について
第7回	令和7年 10月22日（水）	・資料の分析について ・証人喚問について ・その他
第8回	令和7年 10月30日（木）	・証人尋問 ・その他
第9回	令和7年 10月31日（金）	・証人尋問 ・その他
第10回	令和7年 11月4日（火）	・証人尋問
第11回	令和7年 11月4日（火）	・証人尋問 ・参考人からの意見聴取 ・その他
第12回	令和7年 11月10日（月）	・証人尋問 ・その他
第13回	令和7年 11月21日（金）	・調査の整理について
第14回	令和7年 12月8日（月）	・資料の分析について ・証人喚問について ・その他
第15回	令和7年 12月16日（火）	・証人尋問 ・その他

第16回	令和7年 12月17日(水)	・証人尋問 ・その他
第17回	令和7年 12月18日(木)	・証人尋問 ・その他
第18回	令和7年 12月26日(金)	・資料の分析について ・証人喚問について ・その他
第19回	令和8年 1月8日(木)	・証人尋問 ・その他
第20回	令和8年 1月14日(水)	・証人尋問 ・その他
第21回	令和8年 1月22日(木)	・記録の請求について ・証人喚問について ・その他
第22回	令和8年 2月6日(金)	・証人尋問(証人の不出頭により中止) ・佐山和章氏の証人喚問への不出頭に対する対応について(当日追加) ・その他
第23回	令和8年 2月17日(火)	・不出頭に対する告発について ・その他
第24回	令和8年 2月26日(木)	・地方自治法第100条の2に基づく調査の結果について ・調査の整理について ・調査報告書について ・その他
第25回	令和8年 3月5日(木)	・調査報告書について
第26回	令和8年 3月19日(木)	・調査報告書について ・その他

5 証人、参考人、説明員の出席等

(1) 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

1) 市職員・元市職員

＜令和7年10月30日(木) 第8回＞

氏名(当時の役職等)	証言を求めた事項
田沼 好美 氏 (旧子育て支援課学童保育係長)	・学童保育事業の実態の確認に関する事項 ・補助金申請から支払いに至るまでの事務手続きに関する事項

松本 佳久 氏 (旧子育て支援課主幹)	・学童保育事業の実態の確認に関する事項 ・補助金申請から支払いに至るまでの事務手続きに関する事項
石川 いづみ 氏 (旧こども未来部長)	・学童保育事業の実態の確認に関する事項 ・補助金申請から支払いに至るまでの事務手続きに関する事項

<令和7年10月31日(金) 第9回>

氏名(当時の役職等)	証言を求めた事項
厚木 雅之 氏 (旧子育て支援課主任)	・学童保育事業の実態の確認に関する事項 ・補助金申請から支払いに至るまでの事務手続きに関する事項
小川 稔 氏 (旧こども未来部長)	・学童保育事業の実態の確認に関する事項 ・補助金申請から支払いに至るまでの事務手続きに関する事項

<令和7年11月4日(火) 第10回>

氏名(当時の役職等)	証言を求めた事項
大塚 善史 氏 (旧子育て支援課主任)	・学童保育事業の実態の確認に関する事項 ・補助金申請から支払いに至るまでの事務手続きに関する事項

<令和7年11月4日(火) 第11回>

氏名(当時の役職等)	証言を求めた事項
神長 利之 氏 (旧子育て支援課長)	・学童保育事業の実態の確認に関する事項 ・補助金申請から支払いに至るまでの事務手続きに関する事項

<令和7年11月10日(月) 第12回>

氏名(当時の役職等)	証言を求めた事項
大塚 善史 氏 (旧子育て支援課主任)	・学童保育事業の実態の確認に関する事項 ・補助金申請から支払いに至るまでの事務手続きに関する事項 (令和7年11月4日(火)に実施した証人尋問の続き)

2) 事業者

<令和7年12月16日(火) 第15回>

氏名(役職等)	証言を求めた事項
横塚 淳 氏 (学校法人陽光学園 清算人)	・学校法人陽光学園の法人運営、並びに学童保育事業運営及び学童保育事業に関して学校法人に給付された補助金について

<令和7年12月17日（水） 第16回>

氏名（役職等）	証言を求めた事項
川田 俊介 氏 （株式会社シンアイ 代表取締役）	・自らが関係した学校法人陽光学園ひまわり学童クラブの工事等について

<令和7年12月18日（木） 第17回>

氏名（役職等）	証言を求めた事項
山崎 吉雄 氏 （TechDesign 株式会社 代表取締役）	・自らが関係した学校法人陽光学園ひまわり学童クラブの物品納入等について
赤坂 学 氏 （有限会社赤坂解体工業 代表）	・自らが関係した学校法人陽光学園ひまわり学童クラブの工事等について

<令和8年1月8日（木） 第19回>

氏名（役職等）	証言を求めた事項
田沼 悟 氏 （タヌマ内装 代表）	・自らが関係した学校法人陽光学園ひまわり学童クラブの工事等について

<令和8年1月14日（水） 第20回>

氏名（役職等）	証言を求めた事項
柳田 昌広 氏 （有限会社神崎電機商会 代表取締役）	・自らが関係した学校法人陽光学園ひまわり学童クラブの工事等について

<令和8年1月19日（月） 中止>

氏名（役職等）	証言を求めた事項
佐山 和章 氏 （学校法人陽光学園 代表清算人）	・学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金の交付申請及び実績報告等の一連の手続き、並びに同補助金を活用して実施した工事や物品購入等について

<令和8年2月6日（金） 第22回> 不出頭により中止>

氏名（役職等）	証言を求めた事項
佐山 和章 氏 （学校法人陽光学園 代表清算人）	・学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金の交付申請及び実績報告等の一連の手続き、並びに同補助金を活用して実施した工事や物品購入等について

（2）参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項

<令和7年11月4日（火） 第11回>

氏名（役職等）	証言を求めた事項
川田 俊介 氏 （栃木市議会議員）	・市議会議員として工事を担当したことについて政治責任を果たしていただけるかどうかについて

(3) 執行機関として出席を求めた者、説明の概要

＜令和7年10月10日（金） 第4回＞

執行機関・所管課	説明を求めた事項
栃木市経営管理部 財政課	・当初予算及び補正予算の要求、査定及び内示の一般的な手続きについて
栃木市会計課	・補助金の支出負担行為及び支出命令の一般的な手続き及び添付書類について
栃木市こども未来部 子育て総務課	・栃木市民間学童保育事業補助金（藤岡校及び岩舟校）の補助金交付手続きに関する例規及びそれらに基づく手続きについて

＜令和7年10月20日（月） 第6回＞

執行機関・所管課	説明を求めた事項
栃木市こども未来部 子育て総務課	・令和7年9月25日付け栃市総第232号にて提出のあった資料2-1 ひまわり学童クラブ補助金調査結果作成にかかる事項について ・令和7年10月8日付け栃市総第210号で提出のあった学校法人陽光学園ひまわり学童クラブの補助金に関する資料（補助金の交付対象となった改修の施工前・施工後を場所ごとに整理した写真一式）について ・補助金を受給する法人及び学童を運営する法人としての学校法人陽光学園の適格性について

6 記録、資料等の提出

(1) 地方自治法第100条第1項で提出を求めた記録

＜令和7年9月17日（水） 第2回＞

相手方	提出を求めた記録	提出状況
栃木市長 大川 秀子	1 学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金（民間学童保育事業費補助金（藤岡校）及び同補助金（岩舟校））の支出負担行為に関する記録 ①令和7年7月18日付け栃市総第133号 提出文書一覧のうち、「4 開設準備補助金に関する書類資料」番号1から5 2 上記の補助金の調査報告資料に関する記録 ①令和7年8月6日付け栃市総第169号 提出文書一覧のうち、「⑥ ひまわり学童クラブ補助金に関する調査報告資料を作成するにあたり事業実施の確認状況と対象事業の見直しに関する実態を調査した際の資料」番号1から4 3 上記の補助金の支出命令に関する記録 下記の支出命令に関する記録一式 ①令和4年度民間学童保育事業補助金（藤岡校）支出負担行為	令和7年 9月25日 提出（全部）

	ど) ③令和5年5月9日付け栃木市指令子第29号で決定のあった栃木市民間学童保育事業補助金(ひまわり学童クラブ岩舟校分)の補助対象となった改修費や備品購入費などを請負業者に支払いを行ったことがわかる記録(帳簿や出金伝票など) (2)学校法人陽光学園がひまわり学童クラブ藤岡校及び岩舟校の土地・建物を取得した際の経緯がわかる一切の記録	
--	---	--

<令和7年10月14日(火) 第5回>

相手方	提出を求めた記録	提出状況
栃木市長 大川 秀子	昨年度あった学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する内部通報及びその後の対応がわかる一切の記録(再度の請求) 《付記》 当該記録が提出された場合、委員会においては、当該記録を取り扱う際の会議は秘密会とするなど、プライバシーの保護には細心の注意を払う。	令和7年 10月21日 提出(一部) ※一部提出の状況 情報提供者保護のため、公表可能な部分のみ情報提供

<令和7年10月22日(水) 第7回>

相手方	提出を求めた記録	提出状況
栃木市長 大川 秀子	令和4年度から令和5年度の部長間の事務引継書	令和7年 10月28日 提出(一部) ※一部提出の状況 本調査と関係のない事項にプライバシーに関する情報が含まれるため、塗りつぶしの部分あり
佐山 和章氏(学校法人陽光学園清算人)	- 学校法人陽光学園の令和5年3月期決算の附属明細表 - 学校法人陽光学園の令和6年3月期決算の附属明細表 - 学校法人陽光学園の令和5年3月期決算の総勘定元帳 - 学校法人陽光学園の令和6年3月期決算の総勘定元帳	令和7年 11月4日 提出(一部) ※一部提出の状況 附属明細表は不存在

<令和7年10月30日（木） 第8回>

相手方	提出を求めた記録	提出状況
栃木市長 大川 秀子	1 令和7年10月30日の証人喚問で発言のあった令和4年4月からのひまわり学童クラブ藤岡校の日報 2 学校法人陽光学園の関係者と市とのやりとりを行った記録（決裁文書以外も含む） 3 令和7年10月30日の証人喚問で明らかになった情報提供に関する記録（当該記録が提出された場合には、上記回答の趣旨を考慮し、当該記録を取り扱う際の会議は秘密会とさせていただくなど、プライバシーの保護には細心の注意を払う。）	令和7年 11月5日 提出（一部） ※一部提出の状況 3は、令和7年 10月21日付け で提出したものと 同一であるため不 提出

<令和7年11月21日（金） 第13回>

相手方	提出を求めた記録	提出状況
佐山 和章氏（学校法人陽光学園清算人）	学校法人陽光学園の令和7年3月期決算の総勘定元帳	令和7年 12月4日 提出（全部）
川田 俊介氏（株式会社シンアイ 代表取締役）	①藤岡校の工事 計550万円の ・受注書又はそれに類する書類（メモ、現場図面等） ・見積書、請求書、領収書及び代金が支払われた事が分かる書類（通帳においては入金分かる部分） ・自ら工事を行った場合、資材等の発注書、納入書及びその領収書等自ら工事を行ったことが分かる書類 ・下請けに発注した場合、下請け業者への発注書等発注を行ったことが分かる書類、代金を支払ったことが分かる書類（通帳においては送金分かる部分）及び下請け業者からの領収書 ・ごみ処理を行った場合、ごみ処理マニフェスト ・工事日報 ②岩舟校の工事 計880万円の ・受注書又はそれに類する書類（メモ、現場図面等） ・見積書、請求書、領収書及び代金が支払われた事が分かる書類（通帳においては入金分かる部分）。 ・自ら工事を行った場合、資材等の発注書、納入書及びその領収書等自ら工事を行ったことが分かる書類 ・下請けに発注した場合、下請け業者への発注書等発注を行ったことが分かる書類、代金を支払ったことが分かる書類（通帳においては送金分かる部分）及び下請け業者からの領収	令和7年 12月9日 提出（一部） ※一部提出の状況 請求書、通帳の写し（入金部分）の提出があり、その他は 不存在による提出不可、または、秘密保持契約の守秘義務や営業機密情報に該当するため提出不可。

	書 ・ごみ処理を行った場合、ごみ処理マニフェスト ・工事日報	
柳田 昌広氏 (有限会社神崎電機商会 代表取締役)	藤岡校の工事 計 478 万円の ・受注書又はそれに類する書類（メモ、現場図面等） ・見積書、請求書、領収書及び代金が支払われた事が分かる書類（通帳においては入金がかかる部分） ・自ら工事を行った場合、資材等の発注書、納入書及びその領収書等自ら工事を行ったことが分かる書類 ・下請けに発注した場合、下請け業者への発注書等発注を行ったことが分かる書類、代金を支払ったことが分かる書類（通帳においては送金がかかる部分）及び下請け業者からの領収書 ・ごみ処理を行った場合、ごみ処理マニフェスト ・工事日報	令和 7 年 1 2 月 5 日 提出（一部） ※一部提出の状況 入出金明細（入金）、請求書のみ提出があり、その他の不提出理由は回答なし
田沼 悟氏 (タヌマ内装代表)	①藤岡校の工事 計 2, 261, 314 円における ・受注書又はそれに類する書類（メモ、現場図面等） ・見積書、請求書及び領収書、代金が支払われた事が分かる書類（通帳においては入金がかかる部分）。 ・自ら工事を行った場合、資材等の発注書、納入書及びその領収書等自ら工事を行ったことが分かる書類 ・下請けに発注した場合、下請け業者への発注書等発注を行ったことが分かる書類、代金を支払ったことが分かる書類（通帳においては送金がかかる部分）及び下請け業者からの領収書 ・ごみ処理を行った場合、ごみ処理マニフェスト ・工事日報 ②岩舟校の工事 計 1, 195, 150 円における ・受注書又はそれに類する書類（メモ、現場図面等） ・見積書、請求書及び領収書、代金が支払われた事が分かる書類（通帳においては入金がかかる部分）。 ・自ら工事を行った場合、資材等の発注書、納入書及びその領収書等自ら工事を行ったことが分かる書類 ・下請けに発注した場合、下請け業者への発注書等発注を行ったことが分かる書類、代金を支払ったことが分かる書類（通帳においては送金がかかる部分）及び下請け業者からの領収書 ・ごみ処理を行った場合、ごみ処理マニフェスト ・工事日報	令和 7 年 1 2 月 8 日 提出（一部） ※一部提出の状況 請求書、通帳の写し（入金）、領収書の写しの提出があり、その他の不提出理由は回答なし

赤坂 学 氏(有限会 社赤坂解 体工業代 表)	藤岡校の工事 計 1,056,000 円における ・受注書又はそれに類する書類（メモ、現場図面等） ・見積書、請求書及び領収書、代金が支払われた事が分かる書類（通帳においては入金がかかる部分） ・自ら工事を行った場合、資材等の発注書、納入書及びその領収書等自ら工事を行ったことが分かる書類 ・下請けに発注した場合、下請け業者への発注書等発注を行ったことが分かる書類、代金を支払ったことが分かる書類（通帳においては送金がかかる部分）及び下請け業者からの領収書 ・ごみ処理を行った場合、ごみ処理マニフェスト ・作業現場が分かる写真 ・工事日報	令和 7 年 1 2 月 3 日 提出（一部） 一部提出の状況 請求書、通帳の写し（入金）の提出があり、その他の不提出理由は回答なし
石原 靖司 氏(三菱電 機ビルソ リューション株式 会社東日 本支社フ ァシリテ ィ部 空 調冷熱サ ポートG グループ リーダー)	岩舟校の工事 計 403,700 円の ・受注書又はそれに類する書類（メモ、現場図面等） ・見積書、請求書及び領収書、代金が支払われた事が分かる書類（通帳においては入金がかかる部分）。 ・自ら工事を行った場合、資材等の発注書、納入書及びその領収書等自ら工事を行ったことが分かる書類 ・下請けに発注した場合、下請け業者への発注書等発注を行ったことが分かる書類、代金を支払ったことが分かる書類（通帳においては送金がかかる部分）及び下請け業者からの領収書 ・ごみ処理を行った場合、ごみ処理マニフェスト ・工事日報	令和 7 年 1 2 月 3 日 提出（全部）
山崎 吉雄 氏(Tech Design株 式会社代 表取締役)	①岩舟校の京セラ複合機導入 計 1,617,000 円の ・見積書、納品書及び領収書 ・発注者及び納品場所の分かる書類 ・商品メーカー等への発注書、商品メーカー等からの納品書及び領収書等支払いの分かる書類 ・作業日報 ②岩舟校の什器類及びパソコン導入 計 1,320,000 円の ・見積書、納品書及び領収書 ・発注者及び納品場所の分かる書類 ・商品メーカー等への発注書、商品メーカー等からの納品書及び領収書等支払いの分かる書類 ・作業日報 ③藤岡校の什器類導入 計 661,361 円の	令和 7 年 1 2 月 3 日 提出（一部） ※一部提出の状況 請求書、通帳の写し（入金部分）の提出があり、その他は不存在による提出不可、または、秘密保持契約の守秘義務や営業機密情報に該当するため提

	・見積書、納品書及び領収書 ・発注者及び納品場所の分かる書類 ・商品メーカー等への発注書、商品メーカー等からの納品書及び領収書等支払いの分かる書類 ・作業日報	出不可。
中島 三夫氏 (エムツー・クリエイト代表)	①藤岡校の工事 計 36,300 円における ・受注書又はそれに類する書類 (メモ、現場図面等) ・見積書、請求書及び領収書、代金が支払われた事が分かる書類 (通帳においては入金分かる部分)。 ・自ら工事を行った場合、資材等の発注書、納入書及びその領収書等自ら工事を行ったことが分かる書類 ・下請けに発注した場合、下請け業者への発注書等発注を行ったことが分かる書類、代金を支払ったことが分かる書類 (通帳においては送金分かる部分) 及び下請け業者からの領収書 ・ごみ処理を行った場合、ごみ処理マニフェスト ・工事日報 ②藤岡校の工事 計 67,650 円における ・受注書又はそれに類する書類 (メモ、現場図面等) ・見積書、請求書及び領収書、代金が支払われた事が分かる書類 (通帳においては入金分かる部分)。 ・自ら工事を行った場合、資材等の発注書、納入書及びその領収書等自ら工事を行ったことが分かる書類 ・下請けに発注した場合、下請け業者への発注書等発注を行ったことが分かる書類、代金を支払ったことが分かる書類 (通帳においては送金分かる部分) 及び下請け業者からの領収書 ・ごみ処理を行った場合、ごみ処理マニフェスト ・工事日報	令和 7 年 1 2 月 5 日 提出 (一部) ※一部提出の状況 看板資料 (写真)、 通帳写し (入金部 分) の提出があり、 その他の不提出理 由は回答なし

※提出期限後、提出書類に不足がある相手方に対して、追加の提出及び提出不可の場合の理由の報告を求めた。

<令和 7 年 1 2 月 1 8 日 (木) 第 1 7 回>

相手方	提出を求めた記録	提出状況
川田 俊介氏 (株式会社シンアイ代表取締役)	①藤岡校の工事 計 550 万円の ・受注書又はそれに類する書類 (メモ、現場図面等) ・自ら工事を行った場合、資材等の発注書、納入書及びその領収書等自ら工事を行ったことが分かる書類 ・下請けに発注した場合、下請け業者への発注書等発注を行ったことが分かる書類、代金を支払ったことが分かる書類 (通	令和 8 年 1 月 1 6 日まで に提出 (一部) ※一部提出の状況 藤岡校及び岩舟

	帳においては送金が分かる部分) 及び下請け業者からの領収書 ・ごみ処理を行った場合、ごみ処理マニフェスト ・工事日報又はそれに類する書類 (メモでも可) ②岩舟校の工事 計 880 万円の ・受注書又はそれに類する書類 (メモ、現場図面等) ・自ら工事を行った場合、資材等の発注書、納入書及びその領収書等自ら工事を行ったことが分かる書類 ・下請けに発注した場合、下請け業者への発注書等発注を行ったことが分かる書類、代金を支払ったことが分かる書類 (通帳においては送金が分かる部分) 及び下請け業者からの領収書 ・ごみ処理を行った場合、ごみ処理マニフェスト ・工事日報又はそれに類する書類 (メモでも可)	校の下請け業者からの請求書とそれらに対する支払いを証する書類 (通帳の送金履歴等) を提出。また、証人尋問にて不存在と証言したものがある。
柳田 昌広氏 (有限会社神崎電機商会代表取締役)	藤岡校の工事 計 478 万円の ・受注書又はそれに類する書類 (メモ、現場図面等) ・自ら工事を行った場合、資材等の発注書、納入書及びその領収書等自ら工事を行ったことが分かる書類 ・下請けに発注した場合、下請け業者への発注書等発注を行ったことが分かる書類、代金を支払ったことが分かる書類 (通帳においては送金が分かる部分) 及び下請け業者からの領収書 ・ごみ処理を行った場合、ごみ処理マニフェスト ・工事日報又はそれに類する書類 (メモでも可)	令和 8 年 1 月 14 日までに提出 (一部) ※一部提出の状況 現場のメモ、器具の仕入れに対する請求書及び請求内訳明細表、器具の在庫確認資料、請求書の基礎資料 (手書きのメモ) を提出。また、証人尋問にて不存在と証言したものがある。
田沼 悟氏 (タヌマ内装代表)	①藤岡校の工事 計 2,261,314 円における ・受注書又はそれに類する書類 (メモ、現場図面等) ・自ら工事を行った場合、資材等の発注書、納入書及びその領収書等自ら工事を行ったことが分かる書類 ・下請けに発注した場合、下請け業者への発注書等発注を行ったことが分かる書類、代金を支払ったことが分かる書類 (通帳においては送金が分かる部分) 及び下請け業者からの領収書 ・ごみ処理を行った場合、ごみ処理マニフェスト ・工事日報又はそれに類する書類 (メモでも可)	令和 8 年 1 月 7 日までに提出 (一部) ※一部提出の状況 藤岡校の材料の仕入れに対する見積書・請求書及び施工図面、岩舟校の材料の仕入れに対す

	②岩舟校の工事 計 1,195,150 円における ・受注書又はそれに類する書類（メモ、現場図面等） ・自ら工事を行った場合、資材等の発注書、納入書及びその領収書等自ら工事を行ったことが分かる書類 ・下請けに発注した場合、下請け業者への発注書等発注を行ったことが分かる書類、代金を支払ったことが分かる書類（通帳においては送金が分かる部分）及び下請け業者からの領収書 ・ごみ処理を行った場合、ごみ処理マニフェスト ・工事日報又はそれに類する書類（メモでも可）	る明細書を提出。また、証人尋問にて不存在と証言したものがあ
山崎 吉雄氏（Tech Design 株式会社代表取締役）	①岩舟校の京セラ複合機導入 計 1,617,000 円の ・発注者及び納品場所の分かる書類 ・商品メーカー等への発注書、商品メーカー等からの納品書及び領収書等支払いの分かる書類 ・作業日報又はそれに類する書類（メモでも可） ②岩舟校の什器類及びパソコン導入 計 1,320,000 円の ・発注者及び納品場所の分かる書類 ・商品メーカー等への発注書、商品メーカー等からの納品書及び領収書等支払いの分かる書類（メーカー、型番及び日付が記載されたもの） ・作業日報又はそれに類する書類（メモでも可）	令和 8 年 1 月 5 日 不提出（全部） ※不提出の理由 不存在による提出不可、または、秘密保持契約の守秘義務や営業機密情報に該当するため提出不可。

※各相手方に次の事項を付記した。

- ・全ての記録の提出を求めているわけではないこと。
- ・記録の一部に営業上の秘密が含まれる場合には黒塗りすることも可とすること。
- ・趣旨は、それぞれの工事を施工したこと（または物品を納入したこと）とその時期が証明できる書類の提出を要請しているものであること。

<令和 8 年 1 月 22 日（木） 第 21 回>

相手方	提出を求めた記録	提出状況
川田 俊介氏（株式会社シンアイ代表取締役）	藤岡校及び岩舟校で、貴社が行った補助対象の工事について、施工したことが分かる書類（メーカー等や下請け会社への発注書、納品書及び領収書等） ≪付記≫ ※ 調査特別委員会において、これまでご提出いただいた書類及び証言では、当時、補助金の対象となった工事を適正に施工したということが確認できないと判断されておりますので、工事を施工したことが分かる書類をご提出ください。 ※ 下請け会社からの書類がメーカー等や下請け会社等との秘密保持契約の守秘義務にあたり、提出できない（開示できない）ということであれば、秘密保持契約書の写しの提出を	令和 8 年 2 月 3 日 不提出（全部） ※不提出の理由 全て提出済みでありこれ以上提出可能な資料がないため。

	お願いします。	
山崎 吉雄 氏（Tech Design 株 式会社代 表取締役）	岩舟校の京セラ複合機導入（計 1,617,000 円）、什器類及びパソコン導入（計 1,320,000 円）について、商品メーカー等への発注書、商品メーカー等からの納品書及び領収書等支払いの分かる書類（次の①～③の事項がわかるもの） ①メーカー、型番、製造番号及び日付が記載されたもの ②販売用として仕入れたか、リース物件かわかるもの ③保守契約を交わしたかわかるもの（該当する場合にはその契約書の写し） 《付記》 ※ 調査特別委員会において、これまでご提出いただいた書類及び証言では、当時、補助金の対象となった物品を適正に納品したということが確認できないと判断されておりますので、物品を納品したことが分かる書類をご提出ください。 ※ メーカー等からの書類がメーカー等との秘密保持契約の守秘義務にあたり、提出できない（開示できない）ということであれば、秘密保持契約書の写しの提出をお願いします。	令和 8 年 2 月 5 日 提出（全部）

（２）地方自治法第 100 条第 10 項で提出を求めた記録

該当なし

（３）参考人から提出を求めた資料、自主的に提出した資料

該当なし

（４）執行機関に提出を求めた資料、自主的に提出した資料等

<令和 7 年 10 月 8 日付け 提出>

相手方	提出を求めた記録、自主的に提出した資料等
栃木市	・補助金の交付対象となった改修の施工前・施工後を場所ごとに整理した写真一式 1 令和 4 年度藤岡校補助実施内容・図面 2 令和 4 年度藤岡校補助施工写真 3 令和 5 年度岩舟校補助実施内容・図面 4 令和 5 年度岩舟校施工写真 ※上記は、本委員会の設置前に行われていた民生常任委員会による所管事務調査において提出を求められていた資料が市から議長あてに提出されたため、参考として本委員会に送付されたものである。

<令和7年10月10日（第4回委員会における説明資料として提出）>

相手方	提出を求めた記録、自主的に提出した資料等
栃木市	（財政課）当初予算及び補正予算の要求、査定及び内示の一般的な手続きについて （会計課）補助金の支出負担行為及び支出命令の一般的な手続き及び添付書類について （子育て総務課）栃木市民間学童保育事業補助金（藤岡校及び岩舟校）の補助金交付手続きに関する例規及びそれらに基づく手続きについて

<令和8年1月14日（第20回委員会で委員から要望があり情報提供を依頼）>

相手方	提出を求めた記録、自主的に提出した資料等
栃木市	照会事項 （1）令和5年3月27日付け栃木市指令字第21号にて支出を決定した栃木市民間学童保育事業補助金（ひまわり学童クラブ藤岡校）について、令和4年度の補助金として交付決定し、支出しているが、補助対象とした経費の一部に令和3年度に実施した工事等が含まれる場合は、補助対象となるのか。 （2）同補助金に補助対象とならない経費が含まれている場合には、交付要綱等には返還義務や罰則の定めがあるのか。

（5）証人尋問の際に証人に提出を求めた記録等

<令和7年12月18日（木） 第17回委員会における証人尋問>

相手方	提出を求めた記録	提出状況
赤坂 学氏（有限会社赤坂解体工業代表）	藤岡校で行った工事の施工箇所を示した図面 （雨漏りの箇所のほか、どこをどのように施工したかを示したもの）	令和7年12月22日提出（一部） ※一部提出の状況 平面図に工事対象箇所をマーカーしたものを提出。

<令和8年1月14日（水） 第20回委員会における証人尋問>

相手方	提出を求めた記録	提出状況
柳田 昌広氏（有限会社神崎電機商会代表取締役）	藤岡校で行った工事について令和4年1月以前に作成した見積書	令和8年1月18日提出（一部） ※一部提出の状況 令和4年1月か

		ら同年１１月までの見積書及び請求書の作成・提出の経過の報告のみ。
--	--	----------------------------------

(6) 議長に提出を求めた資料

＜令和７年９月１０日（第１回委員会で決定し交付を要求）＞

相手方	記録、資料等
議長	先に行われていた民生常任委員会の所管事務の際に、同委員会の求めにより議長が執行部に請求し、既に提出されている資料及び同委員会の所管事務調査の会議録の写し

(7) 関係人から提出のあった申出書等（受付順）

＜令和７年１２月１２日付け（同年１２月１５日受付）＞

提出者	あて先	表題、内容等
学校法人陽光学園 代表清算人 佐山 和章 弁護士 山内 一矢	①議長 ②議会事務局	百条委員会設置決議に関する意見書 ・調査は議会の権限の濫用である。 ・調査を中止することを求める。 ・既に資料は提出している。 ・学校法人陽光学園の前理事を証人とするこ は、係争中なので適格性を欠く。

＜令和７年１２月１２日付け（同年１２月１７日受付）＞

提出者	あて先	表題、内容等
株式会社シンアイ 代表取締役 川田 俊介	調査特別委員会 委員長	百条委員会「追加資料提出のご依頼」に対する 回答書 ・調査権限の対象事項から逸脱しているため応 じる義務はない。 ・協力業者に関する守秘義務（契約上・法令上） があるため応じることができない。 ・個人情報・営業秘密の保護（個人情報保護法 ・不正競争防止法等に抵触） ・必要な範囲での協力姿勢は持っており、非特 定化した概要説明、口頭での業務フローの説 明、数量・期間などの統計的情報等であれば、 提供可能な場合はある。

＜令和７年１２月２日付け（同年１２月１８日受付）＞

提出者	あて先	表題、内容等
TechDesign 株式会社	調査特別委員会	提出資料要請に関するご報告（提出不可資料に ついて）

		下記の理由により提出することができない。 ・秘密保持契約（NDA）による守秘義務の存在 ・営業秘密（営業機密情報）に該当する情報 ・事業運営に関する重要な営業秘密が含まれており、開示により自社及び取引先の事業活動に重大な不利益をもたらす可能性があり、開示は適切でない。 ・求められた情報は100条委員会の調査とは直接関連がない。 ・秘匿義務に抵触しない範囲での事実関係の説明及び回答は可能であり、自社が把握する範囲の事実は回答する。
--	--	---

<令和7年12月22日付け（同年12月23日受付）>

提出者	あて先	表題、内容等
株式会社シンアイ 代表取締役 川田 俊介	調査特別委員会 委員長	追加資料提出期限に関する提出猶予の申出について ・守秘義務や契約上の制約の確認、関係先との事実確認及び同意取得、資料内容の正確性・適法性の精査等を慎重に行う必要があり、年末年始期間中は繁忙期・業務停止等により必要な確認を十分に行うことが困難である。 ・提出期限は令和8年1月30日まで延長してほしい。

<令和7年12月23日付け（同年12月23日受付）>

提出者	あて先	表題、内容等
学校法人陽光学園 代表清算人 佐山 和章	①議長 ②議会事務局	※表題無し 100条委員会は公平性を欠き、議会の権限の範囲を逸脱した調査であるため、下記の理由により証人喚問への出頭は困難である。 ・百条委員会は市の事務に関する調査を目的としているので、特定個人・法人の名誉を毀損する攻撃は、権限の濫用である。 ・議会の権限と直接関係のない私的事項への調査要求、取引先の企業者や個人を呼び出して公益目的を欠いた恣意的な懲罰的調査である。 ・民間契約であり、物品購入や工事は入札や補助金を事前に決定されて実施したものではないので、事件ではない。

		・補助金の虚偽申請、委託料の不正受給をした人物を証人喚問したにも関わらず、その点の質疑応答は一切行っていない。 ・調査と関係のない代表者個人の私生活を含む情報の公開である。
--	--	---

< 令和8年1月8日付け（同年1月9日受付） >

提出者	あて先	表題、内容等
学校法人陽光学園 代表清算人 佐山 和章	①議長 ②議会事務局	※表題無し ・令和7年12月23日付け通知に証人喚問に出頭しない正当な理由を記載したにも関わらず返答がない。 ・取引業者の証人喚問が決定したので自らも証人喚問に出頭する意思はある。 ・補佐人との日程調整、関連する係争案件との関係があるので、令和8年2月19日より後に証人喚問を実施するよう要望する。

< 令和8年1月20日付け（同年1月21日受付） >

提出者	あて先	表題、内容等
学校法人陽光学園 代表清算人 佐山 和章 弁護士 山内 一矢	議会事務局	※表題無し ・この通知を含む今までの意見書・申出書に返答してほしい。 ・証人喚問時のルールを決めておく方が進行為円滑である。 ・提示された日程では、補佐人である顧問弁護士が同席できない。弁護士は複数案件を抱えているので、1～2か月以上先の猶予が必要である。 ・自らは複数社を経営しており、業務が多忙であるため、出頭するまでの時間的な猶予が必要である。 ・訴訟と同じであれば、尋問事項を詳細かつ具体的にまとめて、開示してほしい。 ・場当たりの尋問、意見陳述は回避してほしい。 ・尋問時間、主尋問、反対尋問ともに示してほしい。 ・非公開で実施してほしい。 ・新聞やメディア、SNS等の報道は一時的にストップしてほしい。

		・新聞報道や委員会に所属する議員の報告書等で一連の問題として係争中の案件も記載されている以上は、この調査委員会と無関係とは言えない。
--	--	--

< 令和8年1月30日付け（同年2月3日受付） >

提出者	あて先	表題、内容等
株式会社シンアイ 代表取締役 川田 俊介	調査特別委員会 委員長	百条委員会記録提出請求に対する回答書 下記の理由により全資料の一律提出には応じられない。 ・要求の一部は、直接的関連性が認められず、調査権限の範囲を超えていると判断する。 ・調査は必要最小限の範囲を超えており、探索的調査に該当するおそれがある。 ・既に必要書類は提出済みであり、これ以上提出可能な資料は存在しない。 ・既に参考人・証人として委員会に出席し、全て聞き取りに対して回答済みである。

< 令和8年2月3日付け（同年2月4日受付） >

提出者	あて先	表題、内容等
学校法人陽光学園 代表清算人 佐山 和章 弁護士 山内 一矢	議長	※表題無し ・この通知を含む今までの意見書・申出書に返答してほしい。 ・民間取引の関係について、取引業者の仕入れ・支払い明細等を提出させたり、直接出頭させたことは、調査の範囲を逸脱し、調査の必要性・相当性を欠くことから出頭できない。 ・学童が調査目的であるにもかかわらず、特定人物・法人のみを狙い撃ちした調査を展開しており、市議会・新聞社等が連携し、証拠のない内容の報道を公開して、特定個人・法人の名誉を毀損する攻撃を続けているとともに、市議会議員が、証拠のない発言で特定人物・法人を狙い撃ちし、土地・バス・学童を問題としてでっち上げ、初めから特定人物・法人を調査目的とした百条委員会を立ち上げたことから出頭できない。 ・この調査は、当該自治体の事務との直接的関連性が明確でなく、調査の範囲・内容が

		必要最小限を超えており、地方自治法第100条に基づく調査権限を逸脱していることから違法である。 ・ルールを決めれば、補佐人を申請し、出頭する意思はあるが、補佐人は裁判の日程が3月まで決定しており、自身は2月からは裁判があり、また、3月は民間企業の年度末と重なるので、時間が無いから4月中旬以降の証人喚問を予定してほしい。 ・4月中旬までは、ルールを決めれば文章での質疑応答には応じる。
--	--	--

< 令和8年2月4日付け（同年2月5日受付） >

提出者	あて先	表題、内容等
TechDesign 株式会社 代表取締役 山崎 吉雄	調査特別委員会	提出資料の取り扱い及び本件調査に関する意見書 ・度重なる請求と罰則規定の記載は精神的な負担である。 ・請求があった情報は、調査目的の範疇を超えた情報であると確信している。 ・委員会の目的、地方自治法の趣旨を理解し、機密事項（取引企業名、仕入価格、取引条件等）をマスキングした状態で提出するという苦渋の決断をした。 ・提出資料の情報漏洩防止をお願いしたい。（複写禁止、委員会関係者以外への開示禁止、守秘義務の徹底等） ・提出資料は、調査終了後は速やかな返却か、委員長立ち会いのもとでの復元不可能な方法による廃棄処分をお願いしたい。

< 令和8年2月17日付け（同年2月17日受付） >

提出者	あて先	表題、内容等
学校法人陽光学園 代表清算人 佐山 和章 補佐人 山内 一矢	①議長 ②議会事務局	百条委員会の証人喚問に関する意見書 ・民間人は何もかわからないので、委員会・事務局に対して文章にて相談していたが、何のの返答もなく『刑事告発』となっているが、証人喚問の出頭期限があるのか。 ・意見書・申出書に対する事務局からの連絡や預かり書が届かない。 ・議会の軽率な判断で『刑事告発』という犯

		罪者に等しい扱いを受けており、基本的人権を損害されている。 ・事務局や市議会から確認や連絡はなく、正式な証人喚問の打合せもない。 ・１月末に初めて調査方法（１００条委員会では出頭及び証言を求めることができる）を知った。 ・２月６日午後１時３０分からの出頭は難しいので、４月中旬以降の日程調整での出頭をお願いする。 ・何の連絡もなく、何の確認もなく、個人的な感情と憶測で新聞やメディア、SNS等で報道するのは止めてほしい。 ・基本的人権の尊重をもとに個人の秘密・プライバシー、人権侵害の禁止、社会的信用の崩壊とリスク、経済的連鎖被害の早急な解決場所を用意してほしい。
--	--	---

7 委員派遣

令和７年１０月２日に開催した委員会において、委員派遣を決定し、下記の日程及び内容で実施した。

相手方	派遣概要
群馬県 (生活子ども部 私学・青少年課)	1 派遣日時 令和７年１１月６日（木） 午前１０時 2 派遣目的 学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査 3 調査事項 ・法人譲渡及び法人再開経緯、学童設置経緯 ・法人適格性について（指導経緯等） ・法人譲渡後からの事業報告の状況 ・法人及び事業所に対する指導監督内容 4 派遣委員の氏名 委 員 長 内海 まさかず 副委員長 大浦 兼政 委 員 広瀬 義明 委 員 小平 啓佑 ※随行職員１名（議会事務局）
群馬県板倉町 (福祉課)	1 派遣日時 令和７年１１月６日（木） 午後２時 2 派遣目的 学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査 3 調査事項 ・学童事業における不正の有無及び内容について ・学童認可時の手続き（許可要件）及び申請書類

	について ・法人及び事業所に対する指導監督の状況について ・補助金の有無及び内容について 4 派遣委員の氏名 委 員 長 内海 まさかず 副委員長 大浦 兼政 委 員 広瀬 義明 委 員 小平 啓佑 ※随行職員1名（議会事務局）
--	---

8 地方自治法第100条の2に基づく専門的知見の活用

（1）実施に至る経過

本委員会において、同補助金を受けて実施した工事等の見積金額の妥当性及び施工実態の調査等について、建物内の立入調査（実地での調査）の実施が必要との意見が出されたので、委員会が直接に現地立ち入りをする妥当性について調査した結果、地方自治法第100条に基づく調査においては、委員会が実地の調査や検査を行うことは想定されていないため、他の手法を検討する必要が生じた。

協議の結果、議会の調査権限の一つとして、地方自治法第100条の2に専門的知見の活用が定められており、普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができるとされていることから、この規定により、学識経験を有する者等に委託し、実地の調査をさせ、その報告を受けることとした。

（2）実施の手続き

この規定による調査の実施には、議会の議決が必要となることから、委員会所属の議員が令和7年12月定例会に「地方自治法第100条の2の規定に基づく専門的知見の活用に関する決議」を提出し、令和7年12月17日の本会議において全会一致で可決され、実施が決定した。

●議決事項

地方自治法第100条の2の規定に基づく専門的知見の活用に関する決議 地方自治法第100条の2の規定により、専門的知見の活用をするため、次のとおり調査を依頼するものとする。 1 調査事項 学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査 特別委員会において調査対象としている令和4年度ひまわり学童クラブ藤岡校の施設整備等の補助金及び令和5年度ひまわり学童クラブ岩舟校の施設整備等の補助金の交付を受け、同法人が施工業者に発注し実施した改修工事等に係る見積金額の妥当性及び施工実態等の調査
--

- | | |
|------------|---|
| 2 調査期間 | 令和7年12月19日から令和8年3月31日まで |
| 3 調査を依頼する者 | 特定非営利活動法人建設技術監査センター 代表理事 成岡 茂 |
| 4 その他 | この調査の具体的執行については、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会において取り扱うものとする。 |

(3) 調査方法の概要

地方公共団体から依頼を受けて公共工事等の監査を行う特定非営利活動法人建設技術監査センター（以下、「監査センター」）と業務委託契約を締結し、下記により調査を実施した。

●委託業務の概要

- | | |
|---------|--|
| 1 委託期間 | 令和7年12月19日から令和8年2月13日まで |
| 2 委託内容 | 事前調査・実地調査・報告書作成 |
| 3 調査の視点 | (1) 工事の見積金額は市場価格と比較して適正か。
(2) 工事施工は見積のとおり行われているか。 |

(4) 実施調査の概要

下記のとおりであるが、調査の過程において、補助金を受けた事業者であり、現地調査の対象となったひまわり学童クラブの建物所有者である学校法人陽光学園（代表清算人佐山和章氏）に対して、協力を要請したものの、協力することができない旨の意思表示があったため、実地調査の一部を実施することができなかった。

- | | |
|-------------------|--|
| 1 事前調査 | ・関係人から提出された記録等の確認
・市関係部署及び補助金を受けた事業者等に対する事前質問書の送付
(事業者等に対する事前質問への回答作成は学校法人陽光学園側の協力を得られなかったため、市関係部署の担当部分のみの回答を提出) |
| 2 実地調査（令和8年1月28日） | ・書類監査（資料説明聴取、事前質問に対する回答の確認及び追加質問）
・現場監査（学校法人陽光学園側の協力を得られなかったため、書類監査に同法人側の出席はなく、現場監査では建物内部の調査を行うことができなかった。）

・講評 |

(5) 調査結果の概要

1) 総合評価

補助額相当の適正な改修工事が行われていたのか、担当課による補助金交付前の確認や令和7年6月に実施した再調査における確認は十分とは言えず、また、今回の調査においても確認が取れたとは言えない状況となっている。

なお、工事の見積金額の妥当性と工事施工実態は、学校法人陽光学園の協力が得られず、建物内部の調査や事業者からの聞き取りを行うことができなかったため、提出資料から調査することとなったことから、明らかにすることはできなかった。

2) 請負会社からの請求書等に対する評価・コメント

ア. 藤岡校

- ・(株)シンアイ 職員室改修(内装改修)、雨漏り補修等
◇ほぼ一式工事なので金額が適正なのか判断できない。
◇1本48万円で工事費15万円の大黒柱との請求があり、鉄骨造の建物で
の大黒柱は不自然に感じたが、事実確認はできていない。
- ・(有)神崎電機商会 電気設備工事(照明、ガス設備、空調設備)
◇ダウンライト、シーリングライトの単価は工事費込みなので器具の値段が
適切か判断できない。
◇浴室の改修工事を計上しているが、台所も含め補助対象なのか。
- ・タヌマ内装 内装工事(クロス貼替、クッションフロアー、ブラインド)
◇クロス貼替メートル単位で計上しているが、一般には貼り面積㎡単位であ
る。
- ・(有)赤坂解体工業 解体、処分
◇産廃処理費を計上しているが、運搬処分の内訳が不明、産廃業者との契約、
処分場や運搬業者の許可証なども不明。

イ. 岩舟校

- ・三菱電機ビルソリューションズ(株) 空調機修理
◇浴室系統の室外機の修理を計上しているが、補助対象なのか。
- ・(株)シンアイ 電気・給水の調査・修理、設備関係撤去、植木伐採剪定
◇厨房改修を計上しているが、補助対象なのか。
◇ゴミ片付け(混載)、植木処理・剪定を計上しているが内訳が不明。産廃業
者との契約、処分場や運搬業者の許可証なども不明。
- ・タヌマ内装 クロス貼替
◇クロス貼替メートル単位で計上しているが、一般には貼り面積㎡単位であ
る。
- ・備品等
◇カラー複合機も計上されているが、ここまでのものが必要なのか。

3) 提言事項(改善事項)

①補助金の助成決定時期とその方法

補助対象事業者からの相談を受け、必要書類の提出に基づき、補助金を交付しており、助成の前段で市の担当職員が現地調査を行ったが、その時点では補

助対象事業者から提供された工事や備品の請求書等を手掛かりとした。

本補助事業は、既存の福祉施設を改修して用途変更するものであり、建物躯体を対象とはしない改修なので、市の建築部局には声がけしなかったことが問題を発生させた根本原因のひとつである。

藤岡校と岩舟校の両方とも工事関係書類は、主に工事請負業者等からの請求書等だけであったが、本来は、設計図面、金入り設計書、見積数量計算、単価の根拠などを建築の専門家にそれが正しいかを確認し問題がないことを確かめた上で補助金の助成を行うべきだった。

その上で、補助対象事業者から改修内容を証明する図書の提出がない場合は、公金の助成を認めるべきではなかった。

今後は、上記の書類の提出を受け、専門家（市の担当職員も含む）に確認してもらった上で、補助金の助成を行うよう提言する。

②良好な学童保育設備基準の作成

栃木市には「栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」があり、児童が明るくて、衛生的な環境において、適切な訓練を受けた職員の支援により、児童を心身ともに健やかに育成することが定められている。これを踏まえて「安全計画」や「遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（「専用区画」）を設けるほか、支援に必要な設備または備品を備えなければならない」とされている。

この基準を具体的にブレイクダウンした施設の整備基準を作成し、運用されることを提言する。

③補助金助成条件の整備

補助金の目的を勘案すると、最低限10年は学童保育に供することを条件とし、短期的な廃業に対してはその期間に応じ減額措置を施すなど助成条件を予め明示する。

また、調査の必要が生じた場合には全面的に協力する義務を負わせる。

このように公費を扱う助成事業に対してもきめ細かい条件を付すことを提言する。

9 調査の内容と結果

（1）調査の経緯

1）関係者に対する記録の請求、執行部説明及び証人喚問等による調査の経緯

第1回調査特別委員会を令和7年9月10日に開催し、委員長・副委員長の互選、調査費用の協議及び民生常任委員会所管事務調査の資料と会議録の請求を議長に対して行った。

同年9月17日開催の委員会では、資料の分析を行うとともに、記録の提出請求を決定し、栃木市長に対して予算や支出に関連する資料及び子育て総務課で行った調査に関する資料の原本等の提出を求めた。なお、以降、栃木市長に対しては、調査の進捗に合わせ、補助金に関連する資料の提出請求を適宜行っている。

同年10月2日開催の委員会では、資料の分析を行うとともに、記録の提出請求

を決定し、学校法人陽光学園清算人佐山和章氏（以下、「佐山氏」）に対して学校法人陽光学園の財務記録等の提出を求めた。なお、以降、佐山氏に対しては、調査の進捗に合わせ、総勘定元帳等の提出請求を適宜行っている。

同年10月10日から20日にかけて委員会を3回開催し、執行部からの意見聴取を行い、予算要求及び補助金の支出や交付の手続きについての確認を行うとともに、資料の分析及び調査の整理を進めた。

同年10月22日開催の委員会では、執行部から聴取した内容を踏まえ、提出された資料の分析を行った上で、証人喚問の是非並びに召喚順序を協議し、補助金交付事務に関わった当時の担当職員に対する証人喚問を決定した。

担当職員を対象とした証人喚問は、同年10月30日から11月10日にかけて委員会を5回開催して行い、学童保育事業の実態の確認に関する事項及び補助金申請から支払いに至るまでの事務手続きに関する事項について、当該補助金の交付手続きに関わりのある栃木市職員（元職員1名を含む）7名から証言を求めた。

また、同年11月4日の委員会においては、補助事業の改修工事に請負業者として関わった、栃木市議会議員である、川田俊介氏を参考人として招致し、工事を請け負った事実の確認と市議会議員として説明責任を果たしていただく旨の確認を行った。

同年11月21日開催の委員会では、記録の提出請求を決定し、学校法人陽光学園から改修工事の依頼を受けた工事請負業者等6者に対して工事等を行ったことが分かる資料の提出を求めた。なお、以降、工事請負業者等に対しては、記録の提出が不十分と認められる場合には追加の提出請求を継続して行っている。

同年12月8日開催の委員会では、学校法人陽光学園及び工事請負業者等から提出された資料の分析を行うとともに、学童保育実務者及び工事請負業者等に対する証人喚問を決定した。

同年12月16日開催の委員会では、学校法人陽光学園清算人横塚淳氏を召喚し、学校法人陽光学園の運営及び学童保育事業の運営並びに学校法人陽光学園に交付された補助金について証言を求めた。

工事請負業者等を対象とした証人喚問は、同年12月17日から令和8年1月14日にかけて4回の委員会を開催して行い、当該事業の工事の概要及び物品の納入等を行った5事業者に対し、自らが関係した工事また物品納入等の概要や実施時期、請求書等の資料に対する証言を求めた。

工事請負業者等の証人喚問を行う中で、申請書類及び工事内容の真正性が失われる事実が判明し、一連の申請手続きに疑義が生じたため、令和7年12月26日開催の委員会において佐山氏の証人喚問を行うことを決定した。

佐山氏に対する証人喚問については、同日付けで令和8年1月19日に出頭を求めたところ、不出頭の理由や同年2月19日以降の実施を求める返答があったため、同年1月14日開催の委員会において、1月19日の証人喚問は中止を決定した。しかしながら、不出頭の理由が正当な理由とは言えず、また、証人喚問を同年2月19日以降に実施する理由はないものと判断し、改めて日程調整を求めたところ、同年1月20日に佐山氏から、補佐人（弁護士）の都合により出頭ができず、1、2

か月以上の猶予が必要とのFAXが届いた。これに対し、同年1月22日開催の委員会において対応を協議し、同年2月6日に出頭を求めることを決定し、再度出頭を求めたところ、同年2月3日に佐山氏から本委員会が権限を逸脱した調査を行っているから出頭できない旨、補佐人（弁護士）及び佐山氏が多忙のため、4月中旬以降の証人喚問を要望する旨などが記載されたFAXが届き、同年2月6日の証人喚問には佐山氏は出頭しなかった。

これらの経緯及び不出頭の事実を踏まえて、同年2月6日開催の委員会において、証人喚問への不出頭に対する対応を協議し、佐山氏から申出のあった不出頭の理由は、正当な理由に当たらないものと判断し、全会一致で告発することに決定し、同年2月17日開催の委員会において、この不出頭に対する告発議案について協議を行い、委員会として議案の提出を決定した。

なお、同年2月20日の市議会3月定例会初日において、議案が上程され、全会一致で可決となっている。

同年2月26日開催の委員会では、調査結果の取りまとめの方向性について協議を行い、市議会3月定例会中に調査報告書を提出することを決定し、調査報告書の構成の検討を行った。

以降は、調査結果の取りまとめ及び調査報告書の作成について協議を行い、同年3月19日開催の委員会において調査報告書を決定し、同日付けで議長に提出した。

なお、上記による調査以外に、委員間の打合せを随時開催している。

2) 委員派遣による調査の経緯

調査方法の整理を行う中で、関係機関に対する聞き取り調査の必要性について協議が行われ、令和7年10月2日の委員会において、関係機関に委員が赴いて聞き取りを行うため、栃木県、群馬県及び群馬県板倉町への委員派遣を決定した。なお、調査を進める上で、調査の必要性を精査し、令和7年11月6日に群馬県及び群馬県板倉町に対する聞き取り調査を行ったところである。

3) 建物内の立入調査（実地での調査）の経緯

調査方法の整理を行う中で、建物内の立入調査（実地での調査）の実施について協議を行い、委員会が現地に立ち入りをする妥当性について調査した結果、地方自治法第100条に基づく調査においては、委員会が実地の調査や検査を行うことは想定されていないため、令和7年12月8日開催の委員会において、地方自治法第100条の2に基づく専門的知見の活用に関する決議を栃木市議会12月定例会閉会日に提出することと決定した。

なお、同年12月17日の市議会12月定例会最終日において、議案が上程され、全会一致で可決となった。

地方自治法第100条の2に基づく専門的知見の活用に関する調査は、事前調査として関係人から提出された記録等や事前質問による確認、その後、実地調査として関係人出席の下、現地調査が行われる予定であった。

しかしながら、調査の課程において、補助金の交付を受けた事業者であり、現地調査の対象であるひまわり学童クラブの建物の所有者である学校法人陽光学園に対して、現地調査としての建物内への立ち入り、工事内容の説明についての協力を

要請したものの、一切を受け入れない旨の意思表示があったため、令和8年1月28日、実際に行われた調査は、関係人から提出された記録等の確認、執行部への聞き取り調査及び外観のみの現地調査となり、建物内への立入調査を実施することができなかった。

なお、調査結果報告書は同年2月13日に提出があり、同年2月26日開催の委員会において分析を行った。

(2) 問題点、改善等を求める事項

1) 学校法人陽光学園に交付した令和4年度及び令和5年度栃木市民間学童保育事業補助金に関する対応について

ア. 執行部は再調査を行うこと

工事の施工等を請け負った事業者（以下「工事請負業者」という。）への証人尋問及び記録の提出による調査については、「記憶がない」、「書類が保管されていない」という点もあったため、判然としない部分が多かった。

そこで、次の段階の調査として、同補助金の交付申請手続き及び実際の整備について主導的な役割を果たしていた学校法人陽光学園代表清算人（補助金交付当時は理事長）である佐山氏に証言を求めることとし、加えて、専門機関に委託し建物内の立入調査（実地での調査）を行い、工事の実態を把握しようとした。

しかしながら、佐山氏は、証人喚問は出頭せず、また、建物内の立入調査には協力できないということであったため、残念ながら、全容が解明できたという状況に至っていない。

一方で、事業者の証言及び記録から、同法人が補助金交付申請を行った内容と一致しない点も明らかになっている。

これらのことから、執行部は、補助金を交付した責任と権限において、再調査を行うべきである。

イ. 補助金の返還請求を行うこと

上記アのとおり執行部が再調査を実施することが前提となるが、これまでの調査で判明した事項により、補助金の返還を求めることを検討すべきであり、以下にその考え方を記す。

①群馬県庁の指摘を根拠に全額返還請求（藤岡校分及び岩舟校分）

- ・群馬県庁の学校法人所管課によると、学校法人陽光学園は、主たる事業である幼稚園が休園しているため、廃止に向けた法人という位置づけとのことである。
- ・また、板倉校の学童クラブ事業については、付随事業であって、解散手続きに至るまでの園舎の有効活用として、やむを得ず暫定的に認めたものであり、学校法人陽光学園側もそれを認識していたとのことである。
- ・上記の点から学校法人陽光学園が本市で新たに学童保育事業を展開するために提出した開設届自体が無効であるものと捉え、補助金支出の根拠が無かったものとして返還を請求することができるのではないか。

②補助金の交付条件を根拠に一部または全額返還請求（岩舟校）

- ・令和5年5月9日付けの岩舟校分の補助金等交付決定通知書によると、交付条件に「令和7年度に利用者数の目標を達成できるよう努めること。」とあり、さらに、「上記に違反した場合は、補助金の一部または全部について、返還しなければならない。」とある。
- ・また、補助金交付申請時に、学校法人陽光学園から提出された事業計画書によると、「令和7年度には定員20名を目指す」と記載されていることから、令和7年度における利用者数の目標とは、20名であるものと考えられる。
- ・しかしながら、令和7年度には、補助対象事業者である学校法人陽光学園は学童保育事業を行っておらず、目標を達成していないことは明らかである。
- ・上記の点から、交付条件に反するものとして、補助金の一部または全額の返還を請求すべきではないか。

③有限会社神崎電機商会 柳田昌広氏が提出した記録及び同氏の証言を根拠に相当額を返還請求（藤岡校分）

- ・同氏の証言によると、令和4年度よりも前に施工した部分があるとのことであるが、執行部からの説明によれば、この補助金は対象年度以外の経費を補助対象とすることは想定されていないとのことであるので、同社が施工した工事の少なくとも一部は、令和4年度補助金の対象外である。なお、証言に加えて、同氏から提出された材料仕入れの請求書類のほとんどが令和3年度中となっていることからしても、令和3年度内に行われた工事があったと見ることが妥当であると考えられる。
- ・また、同氏の証言によると、学校法人陽光学園が市に提出した補助事業等実績報告書に添付された請求書の内容は、施工前に見積もった内容のままとなっており、実際の施工内容とは大きく相違があり、明細から請求書を作成しようとしたが、佐山氏から、施工内容が異なっても金額が同等であれば、請求書を実績で書き換える必要はないとの指示であったため、そのまま提出したとのことであり、市に報告した実績と施工内容は相違している。なお、証人尋問の際に、実際の施工内容を記した下書きの明細書の提出がされており、相違点についても証言があったことから、市に提出された請求書と実際の施工内容が異なるということは事実と評価すべきものであると指摘しておく。
- ・また、同氏の証言によると、市が再度現場確認を行った際に、補助事業等実績報告書に添付された請求書に基づいて説明を受けたのであれば、実態と異なる内容の説明を受けたことになると思うとのことであった。
- ・上記の点から、補助対象期間外の経費及び市に提出された補助事業等実績報告書と異なる内容の経費は、対象外経費として返還を請求するべきではないか。

④TechDesign 株式会社 山崎吉雄氏が提出した記録及び申出を根拠に相当額を返還請求（岩舟校分）

- ・同氏からの申出書によると、学校法人陽光学園が市に提出した補助事業等実

績報告書に添付された請求書には「椅子20台」となっているが、学校法人陽光学園の意向により実際に納品した物品は「液晶モニター4台」とのことであり、市に報告した実績と相違している。

- ・また、同氏から提出を受けた納品書によると、「机12台」の納品日が令和4年（2022年）9月30日であることが明らかになったが、執行部からの説明によれば、この補助金は対象年度以外の経費を補助対象とすることは想定されていないとのことであるので、「机12台」は令和5年度補助金の対象外である。なお、「机12台」となっているが、学校法人陽光学園から市に提出された補助事業等実績報告書では「テーブル10台」となっており、数量にも相違があることも指摘しておく。
- ・また、同氏から提出を受けた納品書によると、複合機の設置先住所が「栃木県栃木市藤岡町藤岡 2611-1」となっていることが明らかになったが、この住所は佐山氏が経営する別の会社の所在地である。なお、この複合機の納品場所は、山崎吉雄氏の証人尋問の際には、発注元の指示により「ひまわり学童クラブ板倉校」であったとの証言であった。いずれにしても、岩舟校の備品として購入したにも関わらず、板倉校も含めて稼働している他の事業所に納品されていたとすれば他の目的に使用されていた可能性を指摘せざるを得ない。
- ・上記の点から、補助対象期間外の経費、市に提出された補助事業等実績報告書と異なる内容の経費及び目的外使用の可能性がある備品の購入に要した経費は、対象外経費として返還を請求するべきではないか。

ウ. 再検証すべきこと

上記イは、本委員会の調査によって明らかになったことを指摘したものである。

しかし、実際の調査では、補助金を受領した学校法人陽光学園の代表者である佐山氏が証人喚問に応じず、また、任意ではあるが、建物内の立入調査を拒んだこと、さらに、曖昧な証言を繰り返した証人、記録も不存在との返答を繰り返す工事請負業者もいたため、全般的に判然としない点が多い。

このため、特に疑義が生じている不明点や矛盾点について、次のとおり指摘しておく。

執行部の再調査に当たっては、専門的な知識を持つ者の目も交え、下記の点も含めた再検証を行っていただきたい。

①学校法人陽光学園の支払い実態について

- ・学校法人陽光学園の総勘定元帳によると、2件の補助金の受領は記載されているものの、工事請負業者等に対する支払いが確認できないものがあつた。
- ・また、一部の工事請負業者からの証言では、同法人側から見積書や請求書の宛名の書き換えの要請があつたとのことである。
- ・これらの実態は補助金の流用にあたるのではないか。

②藤岡校の工事のうち、施設改修工事（実績報告額550万円・請負業者株式会社シンアイ）の中で、大黒柱1本の入れ替え工事を実施したという点につ

いて

- ・同社代表取締役の川田俊介氏の証言において「大黒柱」とされた部分については、工事施工の前の写真においては襖の仕切りであるように思われ、施工後の写真においても間仕切りの一部であるように見受けられる。
- ・この点は、専門機関からの指摘においても、「鉄骨造の建物に大黒柱に関する工事があることは不自然である」との指摘もある。

③藤岡校の工事のうち、施設改修工事（実績報告額550万円・請負業者株式会社シンアイ）の中で、雨漏れ補修工事を実施したという点について

- ・同社代表取締役の川田俊介氏の証言において「職員室とトイレかどこかの天井に加えて2、3箇所の雨漏りがあって全部貼り替えたが、場所は明確な記憶がない」とのことであったが、他の工事請負業者の証言によると、雨漏り箇所は複数あり、天井の撤去を有限会社赤坂解体工業が行い、その補修とクロス仕上げはタヌマ内装が行ったとのことである。
- ・証言に食い違いや曖昧な点があるものの、提出された記録によると、タヌマ内装は請求書を令和4年4月に発行していることから、それより以前に天井の仕上げを行ったことは確実である。
- ・工事の施工時期は、各社からの証言によると、株式会社シンアイが一番最後であることが明らかになっている。
- ・上記の点から、工事箇所が重複している可能性があるのではないかと。

④藤岡校の工事のうち、施設改修工事（実績報告額550万円・請負業者株式会社シンアイ）の中で、職員室の解体工事を実施したという点について

- ・補助事業等実績報告書に工事实績を証する書類として添付された同社からの見積書において、藤岡校の職員室の既存間仕切り及び天井及び床解体工事、押し入れ解体工事が内訳として記載されているが、有限会社赤坂解体工業の証言及び提出資料によると、この部分は有限会社赤坂解体工業が天井、壁、床撤去、押し入れ撤去を行ったとのことである。
- ・上記の点から、工事箇所が重複している可能性があるのではないかと。

⑤岩舟校の工事のうち、リフォーム工事（実績報告額880万円・請負業者株式会社シンアイ）について

- ・専門機関からの指摘では、見積書や請求書上は、一式計上となっていることに加え、材料と工事費が一体となっており、また、計上単位が異なるなどの理由により、同社に限らず全体として金額が適切なのか判断ができないとのことである。
- ・一方で、直接施工を行っていた他の工事請負業者からは、証言や材料の仕入れ明細等の資料提出により、ある程度施工実態が明らかになったものと評価できた部分もある。
- ・しかしながら、同社が請け負った岩舟校のリフォーム工事については、同社代表取締役の川田俊介氏の証言において「下請け業者に丸投げだった」とのことであったため、工事の実態及び金額の妥当性を明らかにするために、下請け業者名や下請け業者の請求書等の記録の提出を求め、内容を確認したが、

その内容も一式計上がほとんどとなっており、明らかになったものと評価することができない。

- ・また、同社は、学校法人陽光学園に対して８８０万円の請求書を令和５年９月に提出し、同月中に金額を受領しているが、提出された記録によると下請け業者からの請求は全てそれ以降の日付となっている。証言では下請け業者に任せていたというにも関わらず、下請け業者からの請求を待たずに、８８０万円の金額を確定し、請求したことは矛盾するのではないか。

2) 補助金交付事務に関する対応について

ア. 予算要求時までの問題点

①宛名の異なる見積書を添付書類として認めていること（藤岡校）

- ・執行部から提出された記録によると、令和４年度補正予算の要求に当たって、補助金交付金額の根拠となる見積書等を提出しているが、その一部は、学校法人陽光学園宛ではなく、佐山氏が経営する別会社（チャンプオート、フジオカクリーンワークス）宛のものとなっていることが明らかになった。
- ・この点について、実際の補助金交付申請時には、全て学校法人陽光学園宛のものが提出されているので、執行部は問題がないと認識しているかもしれないが、この補助金は、学童クラブ事業を運営している学校法人陽光学園の運営実態を確認した上で、施工後であっても認めることが前提条件になっていたはずであり、別会社への請求や見積であったとすれば、別会社が既に支払い済み、又は別会社に支払われた可能性も考えるべきであり、そうだとすれば、補助対象とすることの妥当性は無いと判断すべきだったのではないかと。
- ・なお、既に指摘のとおり、実際に学校法人陽光学園の総勘定元帳には、補助対象経費のうち一部の工事請負業者等への支払いが確認できないことも判明している。

②執行部自らが運営実態があることを前提として補助するとした条件の確認が曖昧であること（藤岡校）

- ・当時の担当職員からの証言によると、藤岡校は、学童クラブの運営の実態を確認した上で、補助金を交付すると執行部自らが条件を設定していたとのことであるが、その運営実態の確認においては、確認方法は曖昧であり、確認記録は作成しておらず、実質的には確認を行ったかすらも曖昧で、補助金交付決定における決裁を行う管理監督職に至っては、それらの記憶も曖昧になっているとのことである。
- ・また、運営実態の確認は、抜き打ちで行ったとの証言があるが、補助金交付の条件であれば、抜き打ちで確認を行うことよりも、期日を約束して、確実に運営実態を確認する方が重要ではないのか。その上で、確認が取れない場合には、補助金を交付しなければよかったです。
- ・実際、学校法人陽光学園の学童保育実務者の証言によると、市に対して運営実態を示すものとして提出されていた藤岡校の日記のうち、令和４年１１月より前の部分は、板倉校に通っていた藤岡小学校の児童の日記ではないかとのことであった。

- ・上記の点から、自ら補助金の交付条件として設定しておきながら、運営実態の確認はらずさんであり、疑問が残るものと指摘せざるを得ない。

イ. 支払い事務に関する問題点

①支出負担行為に金額の誤りがある請求書が添付されていること（藤岡校）

- ・執行部から提出された記録によると、タヌマ内装が請け負った工事の請求書について、合計金額が2, 261, 314円（税込み）となっているが、その内訳として記載された金額は異なることが明らかになった。なお、執行部が行った令和7年6月の再調査において対象外経費として整理され、誤りは修正されている。
- ・しかしながら、支出負担行為の添付資料として明確な誤りであり、結果として対象外とされたものの、これらを見逃したのは、管理監督職、さらには会計部局と何重ものチェックがある中では、公金支出事務に対する信頼を揺るがしかねないものと指摘せざるを得ない。
- ・チェック体制の再構築を求めている。

②支出負担行為に支出金額の根拠が添付されていないこと（岩舟校）

- ・執行部から提出された記録によると、岩舟校の支出負担行為の添付資料には、事業計画書の添付はあるものの、補助金交付金額の根拠となる見積書等が添付されていないことが明らかになった。
- ・書面上、「収支予算書」と銘打った紙は添付されており、形式上、補助金交付要綱上で求められた書類が添付されているように見えるが、その内容は金額が入力されているだけであり、その根拠となる見積書等はなく、適正金額であるか否かを判断することができないように思われた。
- ・この点については、補助金交付要綱において、添付すべきとされた書類を形式的に添付すれば、今回の支出負担行為のように交付決定や支出決定を行うことが一般的であるのか否か判断しかねるので、執行部においては、類似事例の支出負担行為の添付資料を確認するなど、今回の事務処理の妥当性について再検証を行っていただきたい。

③日付を大きく遡って支出負担行為が起票されていること（岩舟校）

- ・当時の担当職員からの証言によると、令和5年度当初予算に計上されていた岩舟校分の補助金については、事務処理が滞っており、支出負担行為の起票日は「令和5年5月8日」になっているものの、実際に起票したのは令和6年度に入ってからであったことが明らかになった。
- ・当時の担当課における業務量や人員配置から多忙であることも証言の中で確認したが、それを加味しても、令和5年度当初予算に計上した以上、例えば、同年度に実施された定例監査の際には、担当者でなくとも未執行の状況を把握できた機会はあったはずであり、年度が終わるまで処理を行わないということは、業務の進捗管理を怠っていたと言わざるを得ない。
- ・また、令和5年度中の学校法人陽光学園とのやり取りがどのように行われていたかは、明らかになっていないが、補助金交付申請とは、申請者が書類を提出するものであり、その提出が年度末になるまで無かったのであれば、予

算を執行しないという選択肢は取れなかったのか疑問である。

- ・この点については、事務処理状況の再調査を行い、責任の所在を明確にするとともに、全庁的に再発防止策を検討いただきたい。

④根拠として不十分な添付資料により支出が決定されたこと

- ・執行部から提出された記録によると、補助金交付決定前及び補助事業等実績報告書の提出後に現地確認を行い、工事等の内容の確認を行っているようである。
- ・しかしながら、その見積書等は、一式計上が多く、その金額の妥当性を評価することができないのではないかという指摘は、専門機関による調査においても示されている。
- ・また、本委員会の調査で明らかになったことではあるが、一部の事業者は補助事業等実績報告書に添付された資料は実際に行った工事内容と異なるとの証言もある。
- ・これらを踏まえると、工事を補助対象とする場合には、内容や金額の妥当性が判断できる専門家に確認を求めることができるよう市の建築部局との協力体制を構築すべきである。

⑤曖昧な基準により補助対象経費が判断されたこと

- ・執行部からの説明や提出された記録によると、この補助金は、国の補助金交付要綱では上限額1,200万円で、学童開設に関する環境整備に要する経費という以外は個別具体的な縛りはないとのことである。
- ・民間事業者の自由な発想に任せた使いやすい補助金と評価することもできるが、仮に補助対象事業者側の不正受給があった場合には、補助金交付の窓口となる市が国に対する返還義務を負うことになるとのことであり、最終的に補助対象事業者に補助金返還を求めるのは市が責任を負うことになる。
- ・学童保育事業には民間事業者の参入が可能である点を考慮すると、補助対象事業者側は不必要な工事を行わない、過剰な備品を調達しないという性善説に立った事務処理ではなく、市側が最低基準を明確化し、それ以上の内容には補助を行わないとするなどの対応を検討いただきたい。

ウ. その他の指摘事項

①調査に対する協力義務について

- ・今回の調査において、議会からの協力要請については、学校法人陽光学園の協力が得られなかった。
- ・補助金に関する調査全般で考えた場合、会計検査院による調査、監査委員による調査なども想定されるため、市から補助金を受け取った場合の義務として、市や関係機関の調査に対して協力義務を課すことを補助金交付の条件とすることを検討いただきたい。

②補助金交付等規則及び補助金交付要綱の見直しについて

- ・執行部から提出された記録によると、同一制度の補助金である藤岡校と岩舟校では添付資料が大きく異なることが判明している。
- ・この問題は、市の補助金交付等規則や要綱において、補助事業ごとに必要

とする添付書類に詳細な定めがないことから生じていると思われる。

- ・この点は、管理監督職及び会計当局のチェックの不備とも取ることができるが、ヒューマンエラーの発生を防ぐ仕組みの構築が必要と思われる。
- ・これを機に全庁的に補助金全般のチェックを行い、添付資料の適正化や事務処理の均一化が図れるよう改善策を検討いただきたい。

10 まとめ

(1) 補助金の返還請求及び補助金詐欺としての告訴を行うべき

この調査によって、学校法人陽光学園が補助金交付申請に使った書類は、藤岡校分では運営実態がないにも関わらず開校していたとの申請や、補助対象年度以外の工事、補助対象外の工事が含まれていたことが判明し、岩舟校分では請求書どおりの物品が納入されていないなどが判明した。

また、これらの点は、行政が行う書類審査では見抜けない性質のものであり、加えて、同法人は、令和7年6月に担当課が行った再調査の際にも、実際に行われた工事と異なる内容の書類を用いて現場で説明を行っており、こうした行為は市を欺いていたと評価すべきものである。

よって、本委員会は執行部に対して、既に指摘したとおり、学校法人陽光学園に対して補助金の返還請求を行うとともに、補助金詐欺として告訴することを求める。

(2) 職員の処分について

上記のとおり、今回の事案は、補助金交付の相手方から虚偽の申請や説明を受けた可能性があるが、問題が最も慎重を期すべき公金の支出手続きである以上、事務執行上の責任の所在は明らかにすべきものと判断する。

担当職員が慎重な確認作業を行うことによって、今回の不正受給は防げた可能性もあるが、担当職員は事業の進捗状況に応じて都度課内で相談を行っており、当時、長時間の超過勤務を強いられる状況であったことを考慮すると、担当職員のみには責任があると判断することは妥当ではない。

今回の事案は、予算要求時には運営実態の確認や記録の作成が不十分であったこと、補助金決定時には支出負担行為における添付書類が支出根拠としては不十分であったこと、日付や金額の誤りがあったことも明らかになっており、複数の確認不足が重なっていることから、単なる過失や事務処理ミスで済まされる程度ではなく、この事務手続きにおいて管理監督責任のある管理職、決裁権者の副市長の責任はもちろんのこと、多額の補助金が交付されていることを加味すると、市の事務執行の最高責任者である市長の責任も問われるべきであり、何らかの処分を検討すべきものと判断する。

(3) 議会への報告

執行部に対し、上記の点を速やかに検討し、その判断結果を議会に報告することを求める。

1 1 調査を終えて

今回、補助対象事業者である学校法人陽光学園の代表清算人佐山和章氏に対しては、証人喚問への出頭要請を行ったが、同氏は出頭せず、証人喚問に対する不出頭による告発に至った。

また、工事の実態を明らかにする手法として、専門機関の協力を得て建物の立入調査を実施しようとしたが、同氏から協力を得ることができなかった。

100条調査権には、これ以上、強制力を行使する権限は与えられておらず、結果として同氏からの証言を得られず、現地調査も行うことができない状況となったことは、100条委員会としての限界でもあった。

また、記録の提出請求については、補助金の対象とされた工事等を請け負った業者に対して行っているが、本委員会の求めに応じ、真摯に記録の提出を行った他の民間業者の姿勢とは全く異なり、株式会社シンアイ代表取締役川田俊介氏からは、工事施工の実態が判然としない記録、肝心な下請け業者の支払等の部分が黒塗りされた記録が提出されるとともに、不存在と回答のあった記録も多く、証人尋問においても曖昧な証言を繰り返した。

本委員会としては、同氏に対しては、地方自治法第100条第3項及び第9項の規定に基づき、記録の不提出として告発を行うか議論がなされたが、現時点の法的解釈において告発には至らないものと判断した。

しかしながら、今回、記録の不提出として告発としなかったのは、単に告発に対する法技術的なハードルが高いためであって、同氏の行為が実質的な不提出であることには変わりはないと評価している。

本委員会がこの判断・評価を明確にすることとしたのは、今後、100条調査権を行使する際に、形だけの記録の提出で告発を逃れることを防止するためである。

また、今後、全国で行われるであろう100条委員会において、本委員会の判断と同様な判断が積み重なり、記録の提出において、形式より内容が優先される環境が醸成されることを願ってのものである。

なお、同氏は、栃木市議会議員であり、今回の証人喚問や記録の提出の対象となった一般の選挙人や関係人よりも高い遵法精神及び倫理規範が求められるものと思われるが、川田議員からはこうした姿勢は感じられず、市議会が正当な権限に基づき実施した調査にも関わらず非協力的な態度で対応したことに加えて、関係法令に基づき保管が義務付けられている帳票類など本来あるべき記録を存在しないとしたことは、同じ市議会議員として非常に残念に感じた。

1 2 証言拒否等

(1) 証人の出頭拒否、参考人の出席拒否の状況

1) 佐山 和章氏（令和8年2月16日 午後1時30分 証人喚問への不出頭）

同氏は、本委員会から、地方自治法第100条第1項に基づき、令和8年2月6日に証人として出頭するよう請求を受けながら、正当とは認められない理由を示し、出頭しなかった。

(2) 証人の証言拒否の状況

該当なし

(3) 虚偽の証言、自白の状況

該当なし

(4) 記録の提出拒否の状況

該当なし

(5) 宣誓拒否の状況

該当なし

1.3 告発

(1) 告発の状況

1) 佐山 和章氏（令和8年2月16日 午後1時30分 証人喚問への不出頭）

ア. 告発の経過

- ・同氏は、令和8年2月6日に証人として出頭するよう請求を受けながら、出頭しなかったため、同日の本委員会において、不出頭の理由は正当とは認められないと判断し、証人喚問への不出頭に対する告発を決定した。
- ・令和8年2月17日、本委員会において、委員会提出議案として、下記イを本会議に提案することを決定し、同日付で議長あてに議案を提出した。
- ・令和8年2月20日、令和8年第2回栃木市議会定例会において、下記イの議案が上程され、全会一致で可決されたことにより、地方自治法第100条第9項に基づく同氏の告発が決定した。
- ・令和8年3月3日、宇都宮地方検察庁栃木支部に告発書が提出された。

イ. 議案（不出頭に対する告発について）

委員会提出議案第1号

令和8年2月17日

栃木市議会議長 梅澤 米満 様

提出者

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ

補助金に関する調査特別委員会

委員長 内海 まさかず

不出頭に対する告発について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出いた

します。

理由 地方自治法第100条第1項の規定に基づく学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会への出頭の請求に対し、別紙の被告発人が正当な理由がなく同委員会に出頭しなかったと認められることから、同条第9項の規定により告発することを提案するものである。

不出頭に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、以下のように告発する。

1 告発人及び被告発人

(1) 告発人

栃木市議会議長 梅澤 米満

(2) 被告発人

佐山 和章

2 告発の趣旨

被告発人の次項の事実は、地方自治法第100条第3項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3 告発の事実

被告発人は、栃木市議会に設置された学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会から、地方自治法第100条第1項に基づき、令和8年2月6日に証人として出頭するよう請求を受けながら、正当とは認められない理由を示し、出頭しなかったものである。

4 告発に至った経緯

本市議会は、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する事項を調査するため、令和7年9月5日に学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会を設置した。

調査対象とした上記の補助金は、栃木市から学校法人陽光学園に交付した令和4年度及び令和5年度の栃木市民間学童保育事業補助金であり、同法人は、学童保育施設の開設準備経費としてこの補助金の交付を受け、自らが開設・運営していたひまわり学童クラブ2か所の環境整備を行ったものである。

同委員会においては、上記の補助金の交付申請及び実績報告等の一連の手続き、並びに補助金を活用して実施した事業内容を明らかにするため、地方自治法第100条第1項の規定により、同法人の清算人（補助金交付当時は理事長）である被告発人の証人喚問を令和8年1月19日、21日、

23日のいずれかの日程で実施することを決定し、日程の調整を議長に対して依頼した。

議長は、被告発人に対して、令和7年12月16日付けの通知により、出頭が可能な日を報告するよう要請したところ、令和7年12月23日に、被告発人から調査は公平性を欠き、議会の権限の範囲を逸脱していること等から出頭は困難である旨が記載された申出書が提出され、出頭日の返答はなかった。

これを受けて、同委員会は、被告発人の申出は証人喚問への出頭を拒む正当な理由に当たらないものと判断し、令和8年1月19日に証人喚問を実施することを議決し、議長から被告発人に対して、令和7年12月26日付けで証人喚問出頭請求書を送付した。

これに対し、被告発人からは、令和8年1月8日に、証人喚問への出頭の意向はあるものの、同席させることを希望する補佐人との日程調整に加えて、この調査と関連する係争案件があるので、令和8年2月19日より後に証人喚問を実施するよう要望する旨が記載された申出書が提出された。

これを受けて、同委員会は、令和8年1月19日の証人喚問は中止とするものの、被告発人の申出にある係争案件とこの調査には直接の関係はないことから、申出に基づき令和8年2月19日より後に証人喚問を実施する理由はないものと判断し、令和8年1月26日、27日、29日のいずれかの日程で証人喚問を実施することを決定し、日程の調整を議長に対して依頼した。

議長は、被告発人に対して、令和8年1月14日付けの通知により、出頭が可能な日を報告するよう要請したところ、被告発人からは、令和8年1月20日に、上記の日程では同席させることを希望する補佐人に予定があること、自らが多忙であること等から出頭は困難であり、時間的猶予が必要である旨、加えて、証人喚問に対する要望事項及び報道や議員個人の情報発信に対する要望事項等が記載された申出書が提出された。

これを受けて、同委員会は、被告発人の申出は証人喚問への出頭を拒む正当な理由に当たらないものと判断し、令和8年2月6日に証人喚問を実施することを議決し、議長から被告発人に対して、令和8年1月22日付けで証人喚問出頭請求書を送付した。

これに対し、被告発人からは、令和8年2月3日に、この調査は、補助金対象の工事等を実施した取引業者までを証人喚問や記録の提出の対象としていることから、調査の範囲を逸脱し、必要性・相当性を欠いているとともに、市議会と新聞社等と連携して証拠のない内容の報道がなされるなど特定人物・法人の狙い撃ちを目的とした調査であること、さらに、市の事務との直接的関連性が明確でなく、調査の範囲・内容が必要最小限を超えており、地方自治法第100条に基づく調査権限を逸脱し違法である

ことから、令和8年2月6日の証人喚問には出頭できない旨、加えて、ルールを決めれば証人喚問に出頭する意思はあるが、同席させることを希望する補佐人との日程調整に加えて、自身が抱える係争案件と経営する会社の決算時期に当たり多忙であるため、4月中旬以降に証人喚問を実施するよう要望する旨が記載された申出書が提出された。

被告発人は、この調査が調査権の範囲を超えていたり、濫用であるから出頭はできないことを不出頭の正当な理由と主張しているが、市補助金を対象とする調査において、その補助金の交付を受けた法人の代表者である被告発人を対象として証人喚問を実施することは、調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭を請求することができる旨を定めた地方自治法第100条第1項に基づく調査権の範囲内であることは明らかである。

加えて、被告発人は補助金の交付を受けた法人の代表者であり、交付申請の手続きや実際の事業実施においても主導的な役割であったことは調査において明らかになっていることから、証人喚問の対象者とすることは、事実を究明する上で必要不可欠なものである。

よって、被告発人の不出頭の理由は正当なものとは認められない。

また、上記のように、本市議会は、証人喚問の実施に当たっては、日程の事前調整を行うとともに、ときには、証人の準備期間等も考慮し、証人からの申出に基づいて証人喚問を中止する対応も行い、可能な限り出頭しやすい環境を整えてきたが、被告発人は、申出書において、出頭を拒否する意思表示をし続けている一方で、証人喚問の期日を延期するよう何度も繰り返し訴えている状況を踏まえると、実際には出頭の意味はないものと判断せざるを得ない。

これらのことから、令和8年2月6日の証人喚問に対する不出頭をもって、告発を行うものである。

(2) 告発取下げ

該当なし

1 4 調査経費

(1) 調査経費に関する議会の議決の状況

令和7年9月 5日 議決 30万円 (当初)

令和7年9月29日 議決 170万円 (追加)

合計 200万円

(2) 調査に要した経費の決算見込み額

- ・証人等実費弁償 16,624円
- ・郵便料 62,860円
- ・会議録筆耕翻訳料 1,236,180円

・工事監査委託料	180,730円
・有料道路通行料	3,670円
合計	1,500,064円

15 その他

- (1) 証人に対する公示送達
該当なし

